

答申第 1206 号

諮問第 1869 号

件名：行政文書を廃棄する際に業者と交わした契約書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 9 月 12 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 9 月 12 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

このとき請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は

令和 5 年度における行政文書を廃棄する際に、業者と交わした契約書

（請求日現在 稲沢署で保管するもの）

と記載されていた。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）が行政文書を廃棄するに当たって、産業廃棄物事業者等と交わすこととなる契約書類である。対象文書について調査したところ、稲

沢警察署においては、令和５年度の文書廃棄に関する契約行為は口頭においてなされていることが確認された。そのため、本件請求対象文書は作成又は取得していないものと結論づけられた。

(ウ) 行政文書不開示決定

前記(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件請求対象文書の不存在はありえない旨主張している。しかしながら、前記(1)で述べたとおり本件開示請求に係る文書は作成又は取得しておらず、稲沢警察署では請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が行政文書を廃棄するに当たって、令和５年度中に事業者と交わした契約書類であって、開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、令和５年度の文書廃棄に関する契約行為は口頭においてなされているとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、令和５年度における行政文書の廃棄については、口頭において民間事業者に廃棄依頼しているが、廃棄に係る費用は無償であるため、契約書は作成していないとのことである。また、処分庁が当時の稲沢警察署の担当者に聞き取りを行い、契約書が存在していないことを確認するとともに、目視においても確認したとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和５年度における行政文書を廃棄する際に、業者と交わした契約書
(請求日現在 稲沢署で保管するもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
8 . 1 . 3 0	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 7 . 1 0 (第 731 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 8 . 1 7 (第 733 回審査会)	審議
8 . 9 . 2 9	答申